

# 新型コロナウイルス感染症で 影響を受ける事業者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症で経営にお困りの皆様へ

## 【支援が受けられる場合についてまとめました】

持続化給付金や家賃支援給付金、実質無利子融資により、当面の運転資金を確保するとともに、休業手当等の助成や税・社会保険料の納付猶予、公共料金の支払い猶予で足下の支払い負担を軽減。さらに、店舗の改装等、回復期に向けた前向きな投資を応援します。

売上が縮小する中、  
設備の維持費用は  
変わらず負担に

### 事業全般に広く使える給付金を支給します

持続化給付金を、法人最大200万円、個人事業者最大100万円支給。  
※今年1月～3月までに創業した事業者も、要件を満たせば、支援対象とします。詳細は、<https://www.jizokuka-kyufu.jp/>まで。



売上減少が続く中、  
地代・家賃の支払い  
が負担に

### 地代・家賃負担軽減のための給付金を支給します

家賃支援給付金を売上の減少に直面する事業者の地代・家賃（賃料）の負担を軽減することを目的に、法人は月額100万円を上限、個人事業者は月額50万円を上限とし、6か月分を支給。  
詳細は、<https://yachin-shien.go.jp/>まで。



売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい

### 実質無利子・無担保融資をご活用いただけます

政府系金融機関・民間金融機関の両方で実施する実質無利子・無担保・据置最大5年の融資の上限額を拡充。再度のご相談も可能です。  
・日本公庫国民事業、民間金融機関→最大4000万円(拡充前3000万円)  
・日本公庫中小事業、商工中金(危機対応融資)→最大2億円(拡充前1億円)

従業員を一時的に  
休業させたいが、  
手当の支払いが大変

### 雇用調整助成金で手当等の一部が助成されます

4月1日から9月30日までの緊急対応期間中の休業等について、中小企業の場合は休業手当等の4/5を助成。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた場合は、助成率が10/10に。さらに、助成額の上限を対象者1人1日当たり15,000円に引き上げるなど、支援内容を大幅に拡充。

新たな利益を  
獲得できる事業を  
確立したい

### ものづくり補助金、IT導入補助金、持続化補助金が活用できます

新たなサービス開発のための設備投資をものづくり補助金で支援。また、インターネット販売の強化や自動受付機の導入による非対面型サービスの提供など、システムやITの導入をIT導入補助金や持続化補助金で支援。さらに、ものづくり補助金・持続化補助金を活用する場合、最大50万円まで感染防止対策費を10/10補助し、事業再開を支援。

※各支援策には、売上高減少等の一定の要件がございます。

## 【まずは、お近くの経営相談窓口までご相談ください】

日本政策金融公庫、商工組合中央金庫、信用保証協会、商工会連所、商工会連合会、中小企業団体中央会及びよろず支援拠点、並びに全国商店街振興組合連合会、中小企業基盤整備機構など全国1,050ヶ所にあるお近くの経営相談窓口まで。

最寄りの窓口にて、皆様からのご相談に対応しています。窓口の住所・電話番号などはホームページでご確認ください。



上記のほかにも、ご利用いただける支援策をご用意しております。詳細は以下のHPをご参照ください。

<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



本資料は経済産業省ホームページ特設ページに掲載しております

申請・相談は商工会まで、お気軽にお尋ねください。



新型コロナウイルス感染症で資金繰りにご不安を感じている事業者の皆様へ

日本政策金融公庫や商工中金の新型コロナ感染症特別貸付<sup>※</sup>に加えて、  
**民間金融機関でもご支援できます**

民間金融機関でも  
実質無利子 無担保  
据置が最大5年間

民間金融機関による  
信用保証付融資の  
保証料が半額又はゼロに

借り換えも  
保証料ゼロ  
金利負担実質ゼロに

状況に応じて、複数回の利用も可能です。

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等があります

売上減少に伴い、  
当面の運転資金を  
調達したい方には

新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間は、利子補給で金利負担が実質的に無利子となる制度です。<sup>※</sup>企業の規模に応じて上限があります。

さらに、民間金融機関による信用保証付融資でも当初3年間金利負担が実質的に無利子になります。

セーフティネット保証または危機関連保証は、民間金融機関から融資を受ける際に最大2.8億円の保証を受けられる制度です。

コロナ特別貸付は、最長5年間の据置期間があります

既に受けた債務の  
返済があるため、  
追加の返済負担を  
負いたくない方には

新型コロナウイルス感染症特別貸付で最長15年の運転資金を調達できます。最長5年の据置期間で、当面元本返済が不要です。また、当初3年間は、利子分を事後的に補給するため、金利負担が実質的に無利子になります。  
(なお、民間金融機関による信用保証付融資も同様に実質無利子・無担保・最長5年元本返済据置の融資となります)。 <sup>※</sup>企業の規模に応じて上限があります。

コロナ特別貸付やセーフティネット保証等の  
対象からは外れません

業績悪化のため  
既に受けた債務の  
条件変更をしたが、  
追加の運転資金を  
調達したい方には

新型コロナウイルス感染症特別貸付やセーフティネット保証、危機関連保証は、既に受けた債務の条件変更を行っていることだけを理由には支援対象から外れることはありません。

取引金融機関等に既に受けた債務等の  
条件変更を相談ください

売上減少に伴い、  
既に受けた債務の  
返済ができない  
方には

経済産業省は、金融庁や財務省とともに、各金融機関等に対して、既に受けた融資の条件変更について、事業者の皆様の実情に応じて柔軟に対応できるよう要請しています。融資を受けている金融機関や、信用保証協会にご相談ください。また、民間金融機関による信用保証付きの既存債務も借り換えて返済の負担を軽減できる場合があります。

セーフティネット貸付や一般保証を活用して  
資金調達を検討ください

既存の仕入ルートが  
ストップし、代わりの  
ルートではコスト増、  
資金需要が見込まれる方には

日本政策金融公庫のセーフティネット貸付は、上限7.2億円まで、最大据置期間3年となっており、当面の返済負担を軽減できます。  
また、信用保証協会の一般保証を利用して、民間金融機関から保証付きで借り入れることも可能です。

【資金繰り支援全般に関するお問い合わせ先】

中小企業 金融相談窓口  
TEL: 0570-783183  
(平日・土日祝日 9:00-19:00)

本資料は経済産業省HP特設ページに掲載しております。  
<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

経済産業省 新型コロナウイルス感染症関連



※実際の融資の相談・申込については、お近くの日本政策金融公庫・商工中金・民間金融機関にお問い合わせください。

# 家賃支援給付金

## に関するお知らせ



### 家賃支援給付金

に関するお知らせ (2020年7月27日版)

#### 家賃支援給付金とは？

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

#### 支給対象 (①②③すべてを満たす事業者)

- ① 資本金10億円未満の**中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※  
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② **5月～12月の売上高**について、  
・**1か月**で前年同月比 **▲50%以上** または、  
・**連続する3か月**の合計で前年同期比 **▲30%以上**
- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の**賃料を支払い**

#### 給付額

法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

**算定方法** 申請時の直近1か月における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

お問合せ先【裏面も含む】 **家賃支援給付金 コールセンター** 0120-653-930 (平日・土日祝日8:30～19:00)

家賃支援給付金の申請は**ポータルサイトから電子申請**となります。  
※電子申請が困難な方には各都道府県の**申請サポート会場（完全予約制）**にてサポートを行います。  
> 詳細はポータルサイトを**ご確認ください** <https://yachin-shien.go.jp/index.html>

#### よくあるお問い合わせ

##### Q1.申請に必要な書類を教えてください。

- A1.以下の書類をご用意いただき、ポータルサイトにて電子申請をいただきます。
- ① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書※1等）
  - ② 申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類※2（銀行通帳の表紙及び支払い実績がわかる部分の写し、振込明細書等）
  - ③ 本人確認書類（運転免許証等）
  - ④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等）
- ※1 申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要ですが、例外によって申請ができる場合があります。詳細は家賃支援給付金申請要領（以下、申請要領）の原則基本編の3-5-3の記載内容をご確認ください。  
※2 賃貸人（かしぬし）から支払いの免除または猶予を受けている場合や滞納をしている場合も例外によって申請ができる場合があります。申請要領別冊2-9の記載内容をご確認ください。

※1 申請者ご自身の名義で契約されていること、2020年3月31日と申請日の両方で有効なものであることが必要ですが、例外によって申請ができる場合があります。詳細は家賃支援給付金申請要領（以下、申請要領）の原則基本編の3-5-3の記載内容をご確認ください。  
※2 賃貸人（かしぬし）から支払いの免除または猶予を受けている場合や滞納をしている場合も例外によって申請ができる場合があります。申請要領別冊2-9の記載内容をご確認ください。

##### Q2.自己所有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？

A2.対象ではありません。

##### Q3.個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？

A3.対象ですが、確定申告書における損金計上額等、自らの事業に用する部分に限ります。

##### Q4.借地の賃料は対象ですか？

A4.対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。  
(例：駐車場、資材置場等として事業に用いている土地の賃料)

##### Q5.管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？

A5.給付額算定の費用に含まれますが、賃料について規定された契約書と別の契約書に規定されている場合は、算定の対象になりません。

##### Q6.地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？

A6.対象ですが、申請要領原則基本編2-4-4の通り、算定に際し考慮される場合があります。

##### Q7.賃貸借契約書上の賃貸人（かしぬし）の名義と現在の賃貸人の名義が異なる場合は給付の対象ですか？

A7.申請要領別冊2-1、例外①に記載の通り、様式5-1「賃貸借契約等証明書」等をご提出いただければ、給付対象となる場合があります。

##### Q8.賃貸借契約書上の賃借人（かりぬし）等の名義人と、実際に賃料を払っている申請者が異なる場合は、給付の対象ですか？

A8.申請要領別冊2-2、例外②に記載の通り、様式5-2「賃貸借契約等証明書」等の所定の様式に現在の賃貸人の署名を含めご提出いただければ、給付対象となる場合があります。

申請は以下のサイトから <https://yachin-shien.go.jp/>



お問い合わせ [マイページ\(申請済みの方\)](#)

[トップ](#) | 
 [制度内容](#) | 
 [給付のながれ](#) | 
 [申請サポート会場](#) | 
 [よくあるご質問](#) | 
 [申請する](#)

## [中小法人・個人事業者のための] 家賃支援給付金

[申請する](#)

システムメンテナンスのため、  
午前2時～午前3時は申請できません。





# 持続化給付金

## に関するお知らせ

### 持続化給付金 に関するお知らせ

#### 持続化給付金とは？

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧としていただくため、

**事業全般に広く使える給付金**を支給します。

#### 給付額

中小法人等は**200万円**、個人事業者等は**100万円**

※ただし、**昨年1年間の売上からの減少分を上限**とします。

#### 売上減少分の計算方法

前年の総売上(事業収入) - (前年同月比▲50%月の売上 × 12ヶ月)

#### 給付対象の主な要件 ※商工業に限らず、以下を満たす幅広い業種が対象です。

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が**前年同月比で50%以上減少**している事業者。
- 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意旨がある事業者。
- 法人の場合は、
  - ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、
  - ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下である事業者。※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります。※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません。※詳細は、申請要領等をご確認ください。

#### 相談ダイヤル

持続化給付金事業 コールセンター 0120-115-570

[IP電話専用回線] 03-6831-0613

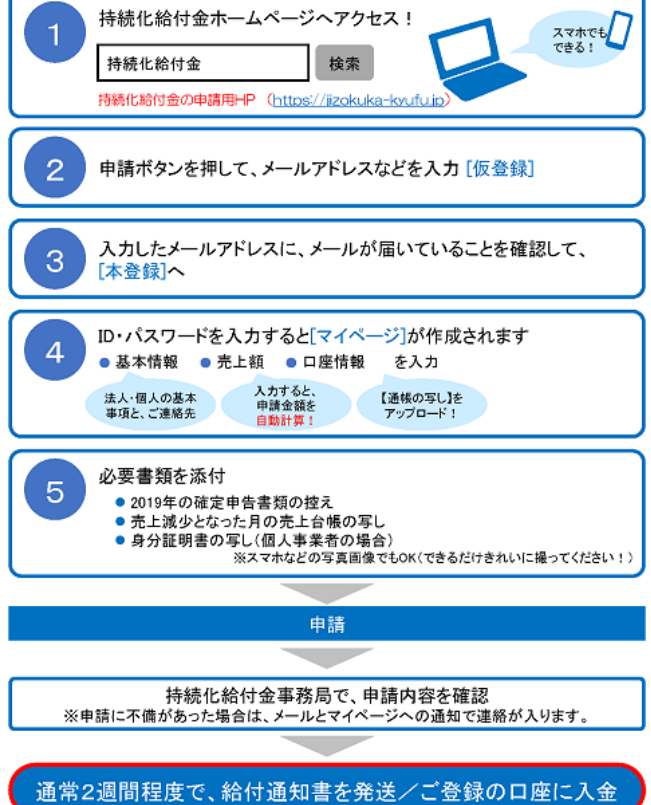
受付時間 8:30~19:00 6月~8月(毎日) 9月から12月(土曜祝日を除く日から金曜日)



「持続化給付金」を装った詐欺にご注意下さい

### 持続化給付金の申請方法

#### 持続化給付金の申請手順



申請は以下のサイトから <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>

[中小法人・個人事業者のための]

持続化給付金

じぞくかきゅうふきん

お問い合わせ 資料ダウンロード Facebook

中小企業庁

【中小法人・個人事業者のための】

# 持続化給付金

じぞくかきゅうふきん

- ・主たる収入を雑所得・給与所得で確定申告した個人事業者等のみなさま
- ・2020年1月~3月に創業した中小法人等・個人事業者等のみなさま

**電子申請を受け付けています!**



補助金・助成金を  
利用する



専門家に相談する



支援ツール・サービス  
先進事例を知る



中小企業に関する  
国の制度変更を知る

## 生産性革命推進事業に係る補助金

生産性革命推進事業では、ものづくり補助金、小規模事業者持続化補助金、IT導入補助金の3つの補助金をご用意しています。従来の補助金からの変更点として、通年での公募となるため、十分な準備をした上で、都合の良いタイミングで、申請・事業実施が可能です。（締切日は複数回設けられます。）

今般の新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生産性革命推進事業では、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資・販路開拓や、事業継続力強化に資するテレワークツールの導入などに取り組む事業者に対し、加点措置等を講じます。具体的には、各補助金公募要領をご確認ください。

### ものづくり補助金

中小企業等が行う革新的なサービス開発・試作品開発生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援します。

PDF

### 持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成して取り組む販路開拓の取組等を支援します。

PDF

### IT導入補助金

中小企業等が行うバックオフィス業務の効率化や新たな顧客獲得等の付加価値向上に資するITツールの導入を支援します。

PDF

#### 公募要領・お申込み先

■ものづくり補助金  
事務局：ものづくり補助金事務局  
[一般型（特別枠、  
事業再開枠を含む）]

#### 公募要領・お申込み先

■持続化補助金  
事務局（商工会地区分）  
：全国商工会連合会  
[一般型（事業再開枠を含む）]   
[コロナ特別対応型  
（事業再開枠を含む）]

#### 公募要領・お申込み先

■IT導入補助金  
事務局：サービス等生産性向上  
IT導入支援事業事務局

※本事業を通じて賃上げにも取り組んでいただきます。積極的な賃上げや被用者保険の任意適用に取り組む事業者を優先的に支援します。

※小規模事業者持続化補助金の申請にあたり、比較的小問合わせをいただくことの多い点を中心に、公募要領でお伝えしておくべき事項を「小規模事業者持続化補助金の申請手引き（概要版）」としてまとめましたのでご案内いたします。あわせて「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）説明動画」を公開しました。是非ご覧ください。

[「小規模事業者持続化補助金の申請手引き（概要版）」](#)

[「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）説明動画〈全体編〉」](#)

[「小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）説明動画〈事業再開枠編〉」](#)

※ものづくり補助金・IT導入補助金の申請にあたっては、「GピズIDプライムアカウント」の取得が必要となります。未取得の方は、「GピズID」ホームページより、利用登録を行って下さい（通常、申請から取得まで2週間程度かかります）。

[「GピズID」ホームページ](#)